

四半期報告書

(第46期第2四半期)

自 平成29年7月1日

至 平成29年9月30日

株式会社タカラレーベン

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
第3 提出会社の状況	4
1 株式等の状況	4
(1) 株式の総数等	4
(2) 新株予約権等の状況	4
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	8
(4) ライツプランの内容	8
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	8
(6) 大株主の状況	8
(7) 議決権の状況	9
2 役員の状況	9
第4 経理の状況	10
1 四半期連結財務諸表	11
(1) 四半期連結貸借対照表	11
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	13
四半期連結損益計算書	13
四半期連結包括利益計算書	14
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	15
2 その他	21
第二部 提出会社の保証会社等の情報	22

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年11月10日
【四半期会計期間】	第46期第2四半期（自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日）
【会社名】	株式会社タカラレーベン
【英訳名】	Takara Leben CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 最高経営責任者（CEO） 島田 和一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【電話番号】	（03）6551-2130
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員総合企画本部長 山本 昌
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【電話番号】	（03）6551-2130
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員総合企画本部長 山本 昌
【縦覧に供する場所】	株式会社タカラレーベン北関東支店 （埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目4番1号） 株式会社タカラレーベン大阪支社 （大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目2番16号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第45期 第2四半期 連結累計期間	第46期 第2四半期 連結累計期間	第45期
会計期間	自平成28年4月1日 至平成28年9月30日	自平成29年4月1日 至平成29年9月30日	自平成28年4月1日 至平成29年3月31日
売上高 (百万円)	37,120	32,225	103,599
経常利益 (百万円)	2,457	2,523	9,496
親会社株主に帰属する四半期（当期）純利益 (百万円)	1,549	1,624	6,107
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,577	1,630	6,124
純資産額 (百万円)	33,088	37,453	36,792
総資産額 (百万円)	128,325	155,791	139,874
1株当たり四半期（当期）純利益金額 (円)	14.18	15.03	56.14
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額 (円)	14.10	14.96	55.85
自己資本比率 (%)	25.6	23.9	26.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△3,199	△12,389	22,644
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△13,631	△13,419	△27,540
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	8,156	19,861	6,129
現金及び現金同等物の四半期末（期末）残高 (百万円)	19,715	23,675	29,623

回次	第45期 第2四半期 連結会計期間	第46期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自平成28年7月1日 至平成28年9月30日	自平成29年7月1日 至平成29年9月30日
1株当たり四半期純損失金額 (円)	△2.20	△7.26

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）経営成績・財政状態の分析

① 事業別の業績

当社グループの平成30年3月期第2四半期連結累計期間において、不動産販売事業については、新築分譲マンション事業、戸建分譲事業により、当事業売上高は11,714百万円（前年同四半期比47.5%減）となっております。

不動産賃貸事業については、アパート、マンション及びオフィス等の賃貸収入により、当事業売上高は2,713百万円（前年同四半期比9.8%増）となっております。

不動産管理事業については、管理戸数45,784戸（前期末より1,128戸増）からの管理収入により、当事業売上高は2,001百万円（前年同四半期比10.3%増）となっております。

発電事業については、稼働済み7施設の売却収入、その他発電施設の売電収入により、当事業売上高は14,557百万円（前年同四半期比58.3%増）となっております。

その他事業については、建設の請負、大規模修繕工事の受注等により、当事業売上高は1,238百万円（前年同四半期比7.9%減）となっております。

この結果、当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高32,225百万円（前年同四半期比13.2%減）、営業利益2,855百万円（前年同四半期比4.7%減）、経常利益2,523百万円（前年同四半期比2.7%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益1,624百万円（前年同四半期比4.9%増）となっております。

② 財政状態の分析

当社グループの当第2四半期連結会計期間末の資産、負債及び純資産の状況は、新規仕入に伴うたな卸資産の増加及び事業用資産を購入した事等により、総資産は155,791百万円と前連結会計年度末に比べ15,917百万円増加しております。

（流動資産）

新規仕入に伴うたな卸資産の増加等により、流動資産は91,997百万円と前連結会計年度末に比べ5,411百万円増加しております。

（固定資産）

事業用資産を購入した事等により、固定資産は63,749百万円と前連結会計年度末に比べ10,512百万円増加しております。

（流動負債）

短期借入金の増加及び借入金の長短区分の振替等により、流動負債は58,966百万円と前連結会計年度末に比べ8,483百万円増加しております。

（固定負債）

新規仕入に伴う借入金の増加等により、固定負債は59,372百万円と前連結会計年度末に比べ6,773百万円増加しております。

(純資産)

親会社株主に帰属する四半期純利益の計上額が剰余金の配当を上回った事等により、純資産の合計は37,453百万円と前連結会計年度末に比べ660百万円増加しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ、5,947百万円減少し、23,675百万円となっております。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の減少は12,389百万円(前年同四半期は3,199百万円の減少)となっております。これは主にたな卸資産の増加及び仕入債務の減少によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の減少は13,419百万円(前年同四半期は13,631百万円の減少)となっております。これは主に固定資産の取得によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の増加は19,861百万円(前年同四半期は8,156百万円の増加)となっております。これは主に借入金の増加によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの主力であります不動産販売事業は、購入者マインド及び供給者の供給動向に左右される傾向があります。購入者マインドは、景気動向、金利動向、住宅税制、消費税、地価動向等の影響を受け、また、供給者の供給動向は、土地の仕入代、ゼネコン等外注業者の外注価格の変動、外注業者の破綻、金融動向の影響を受けやすいことから、これらの動向が変動した場合には、経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	248,000,000
計	248,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成29年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成29年11月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	124,000,000	124,000,000	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	124,000,000	124,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第7回新株予約権(A種新株予約権)

決議年月日	平成29年6月27日
新株予約権の数(個)	353
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	141,200(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	400(注)2
新株予約権の行使期間	自平成29年7月12日 至平成69年7月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 197,600 資本組入額 98,800(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は400株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式分割または株式併合を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。

3. ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
4. ①新株予約権者は、新株予約権の発行日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を全て行使できる。
- ②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③新株予約権の割当てを受けた対象者が次の各号のいずれかに該当した場合、当該対象者は権利を行使することができないものとする。
- イ. 当社を退職したとき
- ロ. 権利行使期間中に権利を行使しなかったとき
- ハ. 出勤停止以上の懲戒を受けたとき
- ニ. 当社の株主総会決議もしくは取締役会決議による解任もしくは懲戒処分によって、当社の取締役および執行役員のいずれの地位も喪失した場合、または取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき
- ホ. 対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ②新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数
- 新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。
- ③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④新株予約権の取得に関する事項
- 当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑤新株予約権の譲渡制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 前記3. に準じて決定する。

第6回新株予約権（B種新株予約権）

決議年月日	平成29年6月27日
新株予約権の数（個）	320
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	128,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	400（注）2
新株予約権の行使期間	自平成29年7月12日 至平成69年7月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 126,800 資本組入額 63,400（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は400株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式分割または株式併合を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。
3. ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
4. ①新株予約権者は、当該新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。
②上記①にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた対象者が次の各号のいずれかに該当した場合、当該対象者は権利を行使することができないものとする。
 - イ. 権利行使期間中に権利を行使しなかったとき
 - ロ. 出勤停止以上の懲戒を受けたとき
 - ハ. 新株予約権の割当てを受けた日から3年以内に自己都合による退任等（任期満了による退任、当社の都合による退任または退職は含まない）によって、当社の取締役および執行役員のいずれの地位も喪失したとき
 - ニ. 当社の株主総会決議もしくは取締役会決議による解任もしくは懲戒処分によって、当社の取締役および執行役員のいずれの地位も喪失した場合、または取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき
 - ホ. 対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき
- ③新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
 - イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
 - ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
 - ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

②新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

④新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

⑤新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記3. に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年7月1日～ 平成29年9月30日	—	124,000,000	—	4,819	—	4,817

(6) 【大株主の状況】

平成29年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
村山 義男	東京都板橋区	25,633	20.67
株式会社 タカラレーベン	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号	15,803	12.74
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	3,201	2.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株 式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,922	2.36
ジエーピーモルガンチエース ゴール ドマン サツクス トラスト ジヤス デツク レンディング アカウント (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ 銀行)	GOLDMAN SACHS AND CO, 180 MAIDEN LANE, 37/90TH FLOOR, NEW YORK, NY 10038 U. S. A. (東京都 千代田区丸の内2丁目7番1号)	2,470	1.99
ビーエヌワイエム エスエーエヌブイ ビーエヌワイエム フランクリン シ リーズ ミューチュアルファイナンシ ヤルサービスズファンド (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ 銀行)	101 J. F. K. PARKWAY SHORT HILLS, NEW JERSEY 07078 USA (東京都千代 田区丸の内2丁目7番1号)	2,419	1.95
有限会社村山企画	東京都板橋区成増4丁目33番10号	2,000	1.61
ザ バンク オブ ニューヨーク 133612 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南 2丁目15番1号)	1,750	1.41
ザ バンク オブ ニューヨーク メ ロン 140044 (常任代理人 みずほ銀 行決済営業部)	225 LIBERTY STREET, NEW YORK, NEW YORK, U. S. A. (東京都港区 港南2丁目15番1号)	1,635	1.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株 式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,595	1.29
計	—	59,431	47.93

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は3,201千株であります。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は2,922千株であります。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は1,595千株であります。

4. 平成29年10月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー及びその共同保有者であるウエリントン・マネージメント・ジャパン・ピーティーイー・リミテッドが平成29年9月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー	アメリカ合衆国、02210 マサチューセッツ州ボストン、コンGRESS・ストリート280	3,869	3.12
ウエリントン・マネージメント・ジャパン・ピーティーイー・リミテッド	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号パレスビル7階	3,674	2.96
計	—	7,543	6.08

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 15,803,700	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 108,189,900	1,081,899	同上
単元未満株式	普通株式 6,400	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	124,000,000	—	—
総株主の議決権	—	1,081,899	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,600株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数16個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成29年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(株)タカラレーベン	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	15,803,700	—	15,803,700	12.74
計	—	15,803,700	—	15,803,700	12.74

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成29年7月1日から平成29年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	29,780	23,833
受取手形及び売掛金	1,331	1,174
販売用不動産	※1 9,658	※1 6,989
販売用発電施設	※1 7,885	※1 1,596
仕掛販売用不動産	※1 32,390	※1 52,357
未成工事支出金	15	285
その他	5,648	5,886
貸倒引当金	△124	△128
流動資産合計	86,585	91,997
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	※1 14,235	※1 16,586
土地	※1 23,821	※1 29,815
その他(純額)	※1 9,089	※1 10,043
有形固定資産合計	47,146	56,445
無形固定資産		
のれん	889	1,368
その他	502	514
無形固定資産合計	1,391	1,883
投資その他の資産		
その他	4,708	5,430
貸倒引当金	△9	△9
投資その他の資産合計	4,699	5,420
固定資産合計	53,237	63,749
繰延資産	51	44
資産合計	139,874	155,791
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	12,173	4,467
短期借入金	16,490	22,682
1年内償還予定の社債	60	60
1年内返済予定の長期借入金	13,098	22,982
未払法人税等	2,976	1,179
引当金	729	711
その他	4,954	6,881
流動負債合計	50,482	58,966
固定負債		
長期借入金	48,439	54,328
社債	1,640	1,610
引当金	56	56
退職給付に係る負債	331	369
その他	2,131	3,007
固定負債合計	52,599	59,372
負債合計	103,081	118,338

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,819	4,819
資本剰余金	4,817	4,817
利益剰余金	32,970	33,514
自己株式	△5,976	△5,894
株主資本合計	36,630	37,257
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4	10
その他の包括利益累計額合計	4	10
新株予約権	157	185
純資産合計	36,792	37,453
負債純資産合計	139,874	155,791

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
売上高	37,120	32,225
売上原価	28,431	23,652
売上総利益	8,689	8,573
販売費及び一般管理費	※ 5,694	※ 5,717
営業利益	2,994	2,855
営業外収益		
受取利息	1	1
受取配当金	3	29
受取手数料	34	15
持分法による投資利益	—	94
雑収入	18	78
営業外収益合計	58	218
営業外費用		
支払利息	512	527
持分法による投資損失	62	—
雑損失	20	23
営業外費用合計	595	550
経常利益	2,457	2,523
特別損失		
固定資産除却損	—	11
事務所移転費用	—	93
特別損失合計	—	104
税金等調整前四半期純利益	2,457	2,418
法人税、住民税及び事業税	1,966	1,167
法人税等調整額	△1,058	△372
法人税等合計	908	794
四半期純利益	1,549	1,624
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,549	1,624

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
四半期純利益	1,549	1,624
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	28	5
その他の包括利益合計	28	5
四半期包括利益	1,577	1,630
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,577	1,630

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	2,457	2,418
減価償却費	1,151	982
のれん償却額	58	72
引当金の増減額 (△は減少)	7	△12
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	39	37
受取利息及び受取配当金	△5	△30
株式報酬費用	291	110
支払利息	512	527
固定資産除却損	—	11
売上債権の増減額 (△は増加)	82	156
たな卸資産の増減額 (△は増加)	1,046	△8,429
仕入債務の増減額 (△は減少)	△10,024	△7,705
前受金の増減額 (△は減少)	1,043	1,770
その他	1,693	945
小計	△1,645	△9,143
利息及び配当金の受取額	5	30
利息の支払額	△483	△445
法人税等の支払額	△1,075	△2,830
営業活動によるキャッシュ・フロー	△3,199	△12,389
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△84	△81
定期預金の払戻による収入	47	80
有形固定資産の取得による支出	△13,063	△10,671
無形固定資産の取得による支出	△29	△47
投資有価証券の取得による支出	△502	△929
子会社株式の取得による支出	—	△1,781
その他	1	11
投資活動によるキャッシュ・フロー	△13,631	△13,419
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	6,815	6,192
長期借入れによる収入	20,294	23,001
長期借入金の返済による支出	△16,444	△8,183
社債の償還による支出	—	△30
リース債務の返済による支出	△52	△40
自己株式の取得による支出	△1,467	—
配当金の支払額	△989	△1,078
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,156	19,861
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△8,674	△5,947
現金及び現金同等物の期首残高	28,390	29,623
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 19,715	※ 23,675

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 資産の保有目的の変更

前連結会計年度（平成29年3月31日）

保有不動産の一部を転売から賃貸へ保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において仕掛販売用不動産616百万円を建物及び構築物141百万円、土地475百万円に振替えております。

また、保有不動産の一部を開発及び賃貸から転売へ保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において建物及び構築物2,699百万円、工具、器具及び備品0百万円（有形固定資産の「その他（純額）」）、土地6,997百万円を販売用不動産及び仕掛販売用不動産に振替えております。

そのほか、メガソーラー発電施設の一部を転売に保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において建物及び構築物578百万円、機械装置及び運搬具10,706百万円（有形固定資産の「その他（純額）」）、土地1,626百万円を販売用発電施設に振替えております。なお、当該資産の一部は当連結会計年度において売却しており、販売用発電施設に振替えた12,911百万円のうち、5,025百万円を売上原価に計上しております。

当第2四半期連結会計期間（平成29年9月30日）

保有不動産の一部を開発及び賃貸から転売へ保有目的を変更したことに伴い、当第2四半期連結累計期間において建物及び構築物425百万円、工具、器具及び備品0百万円（有形固定資産の「その他（純額）」）、土地1,761百万円を販売用不動産及び仕掛販売用不動産に振替えております。

また、メガソーラー発電施設の一部を転売に保有目的を変更したことに伴い、当第2四半期連結累計期間において建物及び構築物145百万円、機械装置及び運搬具822百万円（有形固定資産の「その他（純額）」）を販売用発電施設に振替えております。

2 偶発債務(保証債務)

当社顧客の金融機関からの借入に対する保証債務

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
顧客住宅ローンに関する抵当 権設定登記完了までの金融機 関等に対する連帯保証債務	9,405百万円	444百万円
計	9,405	444

3 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関30社（前連結会計年度27社）と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
当座貸越極度限度額及び貸出 コミットメントの総額	20,280百万円	23,877百万円
借入実行残高	12,997	17,083
差引額	7,282	6,794

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
広告宣伝費	1,411百万円	1,380百万円
販売手数料	66	81
販売促進費	505	491
給料手当	990	1,078
賞与引当金繰入額	223	228
退職給付費用	50	49
減価償却費	78	72
租税公課	318	267

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
現金及び預金勘定	19,878百万円	23,833百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△163	△158
現金及び現金同等物	19,715	23,675

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間(自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月27日 定時株主総会	普通株式	990	9	平成28年3月31日	平成28年6月28日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年10月24日 取締役会	普通株式	542	5	平成28年9月30日	平成28年12月6日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、当第2四半期連結累計期間において、平成28年5月9日開催の取締役会決議に基づき、自己株式を1,467百万円取得いたしました。

このほか、ストック・オプションの行使による自己株式の処分が130百万円あった結果、当第2四半期連結会計期間末における自己株式は6,437百万円となっております。

II 当第2四半期連結累計期間(自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,079	10	平成29年3月31日	平成29年6月28日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年10月23日 取締役会	普通株式	540	5	平成29年9月30日	平成29年12月5日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間（自平成28年4月1日 至平成28年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	不動産 販売事業	不動産 賃貸事業	不動産 管理事業	発電事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	22,296	2,470	1,814	9,194	35,776	1,344	37,120
セグメント間の内部 売上高又は振替高	112	27	97	—	237	290	528
計	22,408	2,498	1,911	9,194	36,013	1,635	37,649
セグメント利益 又は損失(△)	△511	488	82	2,964	3,023	101	3,125

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建設の請負事業、修繕工事事業等を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の
主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	3,023
「その他」の区分の利益	101
セグメント間取引消去	△71
のれんの償却額	△58
四半期連結損益計算書の営業利益	2,994

Ⅱ 当第2四半期連結累計期間（自平成29年4月1日 至平成29年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	不動産 販売事業	不動産 賃貸事業	不動産 管理事業	発電事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	11,714	2,713	2,001	14,557	30,987	1,238	32,225
セグメント間の内部 売上高又は振替高	213	25	110	—	349	175	524
計	11,927	2,739	2,112	14,557	31,336	1,413	32,750
セグメント利益 又は損失（△）	△2,320	444	108	4,811	3,044	14	3,059

（注）「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建設の請負事業、修繕工事業等を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	3,044
「その他」の区分の利益	14
セグメント間取引消去	△145
のれんの償却額	△58
四半期連結損益計算書の営業利益	2,855

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 9 月 30 日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 9 月 30 日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	14円18銭	15円03銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	1,549	1,624
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期 純利益金額 (百万円)	1,549	1,624
普通株式の期中平均株式数 (千株)	109,276	108,090
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	14円10銭	14円96銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	582	513
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株 当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜 在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があ ったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成29年10月23日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額・・・・・・・・・・540百万円

(ロ) 1 株当たりの金額・・・・・・・・・・5 円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・平成29年12月 5 日

(注) 平成29年 9 月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年11月6日

株式会社タカラレーベン

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柳下 敏男 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金子 勝彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社タカラレーベンの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成29年7月1日から平成29年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タカラレーベン及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。